

○福岡県旅館業法施行細則

昭和三十五年七月十九日

福岡県規則第八十九号

福岡県旅館業法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県旅館業法施行細則

福岡県旅館業法施行細則（昭和二十三年福岡県規則第五十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（昭六一規則四五・一部改正）

（営業許可の申請）

第二条 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（様式第一号）を、その営業施設の所在地を管轄する保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）に提出しなければならない。

2 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）第一条第二項の規定により旅館業の許可を受けようとする者が添付しなければならない図面は、見取図並びに縮尺寸法を示した平面図及び断面図とする。

3 前項の平面図には、各室の配置及び用途並びに客室の床面積を表示しなければならない。

（昭六一規則四五・平九規則六五・平一四規則六〇・平二一規則三九・平三〇規則二六・一部改正）

（営業者の地位の承継の承認申請）

第二条の二 法第三条の二第一項、法第三条の三第一項又は法第三条の四第一項の規定により知事の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継承認申請書（合併、分割又は相続の場合は様式第二号、譲渡の場合は様式第二号の二）を、保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。

2 省令第三条第二項第二号に規定する同意書は、様式第二号の三によるものとする。

（昭六一規則四五・追加、平九規則六五・平一四規則六〇・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正）

（許可書又は承認書の交付）

第二条の三 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第三条第一項に規定する許可又は法第三条の二第一項、法第三条の三第一項若しくは法第三条の四第一項に規定する

承認をしたときは、旅館業営業許可書（様式第三号）又は旅館業営業承継承認書（合併又は分割の場合は様式第四号、相続の場合は様式第四号の二、譲渡の場合は様式第四号の三）を申請者に交付する。

（昭六一規則四五・追加、平九規則六五・平一三規則四八・平一四規則六〇・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正）

（変更、停止及び廃止の届出）

第三条 省令第四条の規定による届出は、届書（変更の場合は様式第五号、停止又は廃止の場合は様式第五号の二）を、保健福祉環境事務所長等に提出することによって行わなければならない。

2 営業の廃止の届出にあつては、前項の届書に営業許可書を添付しなければならない。

（昭六一規則四五・一部改正、平九規則六五・平一四規則六〇・平一五規則一一・平二一規則三九・一部改正）

（宿泊者名簿の記載事項）

第四条 省令第四条の二第三項第二号の規定による記載事項は、宿泊日、宿泊者の年齢及び行先地名とする。

（平三〇規則二六・全改）

（水質の基準）

第五条 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条第一号に規定する規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を利用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

一 原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

イ 色度は、五度以下であること。

ロ 濁度は、二度以下であること。

ハ 水素イオン濃度指数は、五・八以上八・六以下であること。

ニ 有機物（全有機炭素(TOC)の量）は、一リットル中三ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌は、検出されないこと。

ヘ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

二 浴槽水の水質基準

イ 濁度は、五度以下であること。

ロ 有機物（全有機炭素(TOC)の量）は、一リットル中八ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。

ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中一個以下であること。

ニ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

三 水道水以外の水（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。）を飲用として使用する場合は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に規定する水質基準に適合するものであること。

（平一五規則一一・追加、平一七規則二一・一部改正、平三〇規則二六・旧第六条繰上・一部改正、令二規則四九・令五規則四五・一部改正）

（電磁的記録による保存）

第六条 営業者は、条例第十条第四号の規定による成績書の保存を電磁的記録により行う場合は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 成績書に記載されている事項をスキャナ（これに準じる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

2 営業者は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明授かつ整然とした形式で当該営業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（平一八規則三四・追加、平三〇規則二六・旧第七条繰上・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則施行の際、第四条第十一号（第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五条第一項第二号（第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）及び第四号に規定する構造設備を備えていない営業施

設にあつては、この規則施行の日から二年以内に、その構造設備を備えなければならない。

附 則（昭和四三年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第四五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（福岡県衛生関係手数料徴収規則の一部改正）

2 福岡県衛生関係手数料徴収規則（昭和三十二年福岡県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成九年規則第六五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一三年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定中「第三十一号」を「第三十一号。以下「条例」という。」に改める部分及び第五条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第三四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和二年規則第四九号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和二年規則第六八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第四五号）

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業施設の所在地 電話番号
営業施設の名称
- 2 営業の種別
- 3 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 4 営業施設の構造設備の概要
別紙仕様書のとおり
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 6 旅館業法第3条第3項各号に該当することの有無及び該当するときはその施設名
有() 無
- 7 添付書類
 - (1) 営業施設の構造を明らかにする図面
ア 見取図 イ 平面図 ウ 断面図
 - (2) 消防法令適合通知書
 - (3) 定款又は寄附行為の写し(法人の場合)
 - (4) 申請者(法人の場合はその業務を行う役員全て)の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第2号(第2条の2関係)

旅館業営業承継承認申請書(合併・分割・相続)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

旅館業法(第3条の3・第3条の4)の規定により営業者の地位の承継の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 営業施設の所在地 電話番号
営業施設の名称
- 2 営業の種別
- 3 営業許可年月日及び許可番号
年 月 日付け 第 号
- 4 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 5 (1) 合併又は分割予定年月日 年 月 日
(2) 相続開始年月日 年 月 日
- 6 (1) (合併又は分割の場合)合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
消滅する法人又は分割前の法人
存続する法人若しくは新設する法人又は分割により承継する法人
(2) (相続の場合)被相続人の住所及び氏名
- 7 添付書類
(1) (合併又は分割の場合)定款又は寄附行為の写し
(2) (相続の場合)戸籍謄本(又は法定相続情報一覧図の写し)及び同意書(様式第2号の3)
(3) 申請者(法人の場合はその業務を行う役員全て)の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第2号の2(第2条の2関係)

旅館業営業承継承認申請書(譲渡)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 住所
(譲受人) 氏名

生年月日 年 月 日生
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

申請者 住所
(譲渡人) 氏名

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

旅館業法(第3条の2第1項)の規定により営業者の地位の承継の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 営業施設の所在地 電話番号
営業施設の名称
- 2 営業の種別
- 3 営業許可年月日及び許可番号
年 月 日付け 第 号
- 4 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 5 譲渡の予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 旅館業の譲渡を証する書類
 - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
 - (3) 申請者(法人の場合はその業務を行う役員全て)の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第2号の3(第2条の2関係)

旅館業営業者相続同意証明書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

証明者 氏 名
(記名押印又は署名)

次のとおり旅館業の営業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

注 証明者氏名の部分は、旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印又は署名すること。

様式第3号(第2条の3関係)

第 号

旅館業営業許可書

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった営業については、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長

印

記

- 1 営業の種類別
- 2 営業施設の名称
- 3 営業所の所在地
- 4 許可の条件

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第4号(第2条の3関係)

第 号

旅館業営業承継承認書(合併又は分割の場合)

住 所

名 称

年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の3の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長

印

記

1 営業者の地位を承継する者

事務所所在地

法 人 名

代表者氏名

2 営業施設の名称

3 営業施設の所在地

4 条 件 本承認の効力は、合併又は分割の登記がなされることを条件として生ずる。

様式第4号の2(第2条の3関係)

第 号
旅館業営業承継承認書(相続の場合)
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の4の規定により下記のとおり承認します。
年 月 日
福岡県 保健福祉(環境)事務所長 印
記
1 営業者の地位を承継する者
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
2 営業施設の名称
3 営業施設の所在地
4 条 件

様式第4号の3(第2条の3関係)

第 号
旅館業営業承継承認書(譲渡の場合)
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により下記のとおり承認します。
年 月 日
福岡県 保健福祉(環境)事務所長 印
記
1 営業者の地位を譲り受ける者(譲受人)
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
2 営業者の地位を譲渡する者(譲渡人)
住 所
氏 名
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
3 営業施設の名称
4 営業施設の所在地
5 条 件

様式第5号(第3条関係)

旅館業営業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住所
氏名

(記名押印又は署名)

生年月日 年 月 日生

下記のとおり営業許可申請書の記載事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届けます。

記

- 1 営業の種別
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業施設の名称
- 4 営業許可年月日及び許可番号
年 月 日付け 第 号
- 5 変更事項
変更事項名()
 - (1) 変更後
 - (2) 変更前
- 6 変更年月日
年 月 日
- 7 変更理由
- 8 添付書類
 - (1) 構造設備の一部を変更する場合は変更後の状況を明らかにした図面
 - (2) 法人代表者を変更する場合は、代表者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第5号の2(第3条関係)

旅館業営業停止(廃止)届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住所

氏名

(記名押印又は署名)

生年月日 年 月 日生

下記のとおり、旅館営業を停止(廃止)したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届けます。

記

- 1 営業の種別
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業施設の名称
- 4 営業許可年月日及び許可番号
年 月 日付け 第 号
- 5 停止(廃止)年月日
年 月 日
- 6 期間(停止の場合)
- 7 停止(廃止)する施設(施設の一部を停止又は廃止する場合)
- 8 停止(廃止)の理由
- 9 添付書類

廃止の場合は、旅館業営業許可書